

○内閣府令第十四号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第十九条第一項の規定に基づき、火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年二月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和三十五年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後前

（運搬の届出）

第二条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。

〔2 略〕

（運搬の届出）

第二条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書二通及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。

〔2 同上〕

別記様式第二（第2条関係）

運搬計画表			
運搬区間			
から			
まで			
運搬具の種類 (最大積載量)	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名 又は名称	運転者の氏名 及び見張人の 員数
運搬の 通路及び 通過日時			
摘 要			

備考
1 運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具1台につき1枚とすること。（運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は2台以上連行して運搬する場合には、運搬具の延べ台数にかかわらず、1台とみなす。）
2 火薬類の種類及び数量欄には、運搬具1台が1回に運搬する数量を記入すること。（往復して運搬する場合には各回ごとの数量を、2台以上連行して運搬する場合には1台ずつの数量を記入し、往復回数の多いもの又は連行台数の多いものについては、摘要欄又は別紙に記入すること。）
3 運搬の通路及び通過日時の欄には、主要な地点及びその通過日時を明示した略図を記入すること。

別記様式第二（第2条関係）

運搬計画表			
運搬区間			
から			
まで			
運搬具の種類 (最大積載量)	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名 又は名称	運転者の氏名 及び見張人の 員数
運搬の 通路及び 通過日時			
摘 要			

備考
1 運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具1台につき2枚とすること。（運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は2台以上連行して運搬する場合には、運搬具の延べ台数にかかわらず、1台とみなす。）
2 火薬類の種類及び数量欄には、運搬具1台が1回に運搬する数量を記入すること。（往復して運搬する場合には各回ごとの数量を、2台以上連行して運搬する場合には1台ずつの数量を記入し、往復回数の多いもの又は連行台数の多いものについては、摘要欄又は別紙に記入すること。）
3 運搬の通路及び通過日時の欄には、主要な地点及びその通過日時を明示した略図を記入すること。

2 第二条 この府令による改正後の別表第一の規定は、この府令の施行の日以後に開始される火薬類の運搬(同日以前に開始された火薬類の運搬及び同日以前にした同項の規定による届出に係る火薬類の運搬で同日以後に開始されるものについては、なお従前の例による。)

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第一（第十条関係）

区 分		数 量
爆 薬	火 薬	薬 量 200キログラム
	硝安油剤爆薬・含水爆薬	薬 量 120キログラム
	上 記 以 外 の 爆 薬	薬 量 100キログラム
火 工 品	工業雷管・電気雷管・信号雷管	4万個
	導 火 管 付 き 雷 管	1万個
	銃 用 雷 管	40万個
	捕 鯨 用 信 管 ・ 捕 鯨 用 火 管	12万個
	実 包	1個当たりの装薬量0.5グラム以下のもの 40万個
	空 包	1個当たりの装薬量0.5グラムを超えるもの 20万個
	導 爆 線	6キロメートル
	制 御 発 破 用 コ ー ド	1.2キロメートル
	爆 発 せ ん 孔 器	2,000個
	コ ン ク リ ー ト 破 砕 器	2万個
品	煙 火	玩具煙火（クラッカーボールを除く。） 薬 量 2トン
		クラッカーボール・引き玉 薬 量 200キログラム
		上 記 以 外 の 煙 火 薬 量 600キログラム
	上 記 以 外 の 火 工 品	薬 量 100キログラム
備考 本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。		

別表第一（第十条関係）

区 分		数 量
爆 薬	火 薬	薬 量 200キログラム
	爆 薬	薬 量 100キログラム
火 工 品	工業雷管・電気雷管・信号雷管	4万個
	導 火 管 付 き 雷 管	1万個
	銃 用 雷 管	40万個
	捕 鯨 用 信 管 ・ 捕 鯨 用 火 管	12万個
	実 包	1個当たりの装薬量0.5グラム以下のもの 40万個
	空 包	1個当たりの装薬量0.5グラムを超えるもの 20万個
	導 爆 線	6キロメートル
	制 御 発 破 用 コ ー ド	1.2キロメートル
	爆 発 せ ん 孔 器	2,000個
	コ ン ク リ ー ト 破 砕 器	2万個
品	煙 火	がん具煙火（クラッカーボールを除く。） 薬 量 2トン
		クラッカーボール・引き玉 薬 量 200キログラム
		上 記 以 外 の 煙 火 薬 量 600キログラム
	上 記 以 外 の 火 工 品	薬 量 100キログラム
備考 本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。		

○内閣府令第十四号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第十九条第一項の規定に基づき、火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年二月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和三十五年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(運搬の届出)

第二条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。

〔2 略〕

改正前

(運搬の届出)

第二条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書二通及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。

〔2 同上〕

別記様式第二（第2条関係）

運搬区間			
運搬計画表			
から			
まで			
運搬具の種類 (最大積載量)	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名 又は名称	運転者の氏名 及び見張人の 員数
運搬の 通路及び 通過日時			
摘 要			

備考

- 1 運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具1台につき1枚とすること。（運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は2台以上連行して運搬する場合には、運搬具の延べ台数にかかわらず、1台とみなす。）
- 2 火薬類の種類及び数量欄には、運搬具1台が1回に運搬する数量を記入すること。（往復して運搬する場合には各回ごとの数量を、2台以上連行して運搬する場合には1台ずつの数量を記入し、往復回数が多いもの又は連行台数が多いものについては、摘要欄又は別紙に記入すること。）
- 3 運搬の通路及び通過日時の欄には、主要な地点及びその通過日時を明示した略図を記入すること。

別記様式第二（第2条関係）

運搬区間			
運搬計画表			
から			
まで			
運搬具の種類 (最大積載量)	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名 又は名称	運転者の氏名 及び見張人の 員数
運搬の 通路及び 通過日時			
摘 要			

備考

- 1 運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具1台につき2枚とすること。（運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は2台以上連行して運搬する場合には、運搬具の延べ台数にかかわらず、1台とみなす。）
- 2 火薬類の種類及び数量欄には、運搬具1台が1回に運搬する数量を記入すること。（往復して運搬する場合には各回ごとの数量を、2台以上連行して運搬する場合には1台ずつの数量を記入し、往復回数が多いもの又は連行台数が多いものについては、摘要欄又は別紙に記入すること。）
- 3 運搬の通路及び通過日時の欄には、主要な地点及びその通過日時を明示した略図を記入すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第一（第十条関係）

区 分		数 量
火 薬	火 薬	薬 量 200キログラム
	爆 薬	薬 量 100キログラム
火 工 品	硝安油剤爆薬・含水爆薬	薬 量 120キログラム
	上 記 以 外 の 爆 薬	薬 量 100キログラム
	工業雷管・電気雷管・信号雷管	4万個
	導 火 管 付 き 雷 管	1万個
	銃 用 雷 管	40万個
	捕 鯨 用 信 管 ・ 捕 鯨 用 火 管	12万個
	実 包	1個当たりの装薬量0.5グラム以下のもの
	空 包	1個当たりの装薬量0.5グラムを超えるもの
	導 爆 線	6キロメートル
	制 御 発 破 用 コ ー ド	1.2キロメートル
	爆 発 せ ん 孔 器	2,000個
	コ ン ク リ ー ト 破 砕 器	2万個
	煙 火	玩具煙火（クラッカーボールを除く。）
		薬 量 2トン
		クラッカーボール・引き玉
	上 記 以 外 の 煙 火	薬 量 200キログラム
	上 記 以 外 の 火 工 品	薬 量 600キログラム
上 記 以 外 の 火 工 品		薬 量 100キログラム
備考		
本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。		

別表第一（第十条関係）

区 分		数 量
火 薬	火 薬	薬 量 200キログラム
	爆 薬	薬 量 100キログラム
火 工 品	工業雷管・電気雷管・信号雷管	4万個
	導 火 管 付 き 雷 管	1万個
	銃 用 雷 管	40万個
	捕 鯨 用 信 管 ・ 捕 鯨 用 火 管	12万個
	実 包	1個当たりの装薬量0.5グラム以下のもの
	空 包	1個当たりの装薬量0.5グラムを超えるもの
	導 爆 線	6キロメートル
	制 御 発 破 用 コ ー ド	1.2キロメートル
	爆 発 せ ん 孔 器	2,000個
	コ ン ク リ ー ト 破 砕 器	2万個
	煙 火	がん具煙火（クラッカーボールを除く。）
		薬 量 2トン
		クラッカーボール・引き玉
	上 記 以 外 の 煙 火	薬 量 200キログラム
	上 記 以 外 の 火 工 品	薬 量 600キログラム
上 記 以 外 の 火 工 品		薬 量 100キログラム
備考		
本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。		

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、令和五年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令による改正後の別表第一の規定は、この府令の施行の日以後に開始される火薬類の運搬（同日前にした火薬類取締法第十九条第一項の規定による届出に係るものを除く。）について適用し、同日前に開始される火薬類の運搬及び同日前にした同項の規定による届出に係る火薬類の運搬で同日以後に開始されるものについては、なお従前の例による。

2 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。